

名護市景観計画に関する緑化指導要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、名護市景観計画の緑化に関する基準及び指導について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 緑地 植樹帯、植樹マス、花壇、植栽スポットをいう。
- (2) 敷地面積 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 2 条に規定する面積をいう。
- (3) 緑化面積 緑地の面積をいう。
- (4) 緑地率 敷地面積に占める緑化面積の割合をいう。
- (5) 植樹帯 樹木が連続的に植栽される部分をいう。
- (6) 植樹マス 樹木が植栽される部分（根鉢）をいう。
- (7) 花壇 草花の植栽に供する部分をいう。
- (8) 植栽スポット 地被植物の植栽に供する部分をいう。
- (9) 樹冠面積 樹木の枝葉（徒長枝を除く。）の広がりである樹冠を地表に真上から投影した部分の面積をいう。
- (10) ツル植物 ツタ類、カズラ類等の木本性ツル植物をいう。
- (11) 草花 1 年草、2 年草、多年草、宿根草等の草本性植物をいう。
- (12) 地被植物 芝、リュウノヒゲ、アイビー、シダ等の植物をいう。
- (13) 屋上 建築物及び工作物の陸屋根部分で人の出入り及び利用可能な部分をいう。

(適用範囲)

第3条 この要綱の規定（次項の規定を除く。）は、名護市景観まちづくり条例（平成 25 年 7 月）第 16 条第 1 項に規定する手続を要するものに適用する。

(計画書の提出)

第4条 前条に規定する手続を行おうとする者（以下「事業者」という。）は、市長に緑化計画書（任意様式）を提出するものとする。

2 前項の緑化計画書には、緑化計画平面図（緑地の位置、敷地面積、緑化面積、緑化延長、緑地率、植栽樹木を記入したもの）を添付するものとする。

(緑化の基準)

第5条 事業者は、5 パーセント以上の緑地率を確保しなければならない。この場合、原則として建築物等の背後側より道路側に、道路の垂直方向より平行方向に緑地を設けるものとする。また、次の各号に掲げる項目については、それぞれ当該各号に定める面積を緑化面積として緑地率に含めることができる。

- (1) 別表に定める 4 メートル以上の樹木又はこれらに類するものと市長が認めるもの 13.8 m²（都市緑地法施行規則第 9 条第 2 項イ(2)に定める樹冠面積）
- (2) 別表に定める 2.5 メートル以上 4 メートル未満の樹木又はこれらに類するものと市長が認めるもの 8 m²（都市緑地法施行規則第 9 条第 2 項イ(2)に定める樹冠面積）
- (3) 別表に定める 1 メートル以上 2.5 メートル未満の樹木又はこれらに類するものと市長が認めるもの 3.8 m²（都市緑地法施行規則第 9 条第 2 項イ(2)に定める樹冠面積）

- (4) 屋上緑化 主要な眺望点から視認できる屋上に設置された花壇、植栽スポットの面積
- (5) 壁面緑化 ツル植物の植栽に供する建築物及び工作物の外壁（道路側のみ）の直立部分の水平投影の長さの合計に1メートルを乗じて得た面積
- (6) 駐車場 緑化ブロックを使用する駐車場（道路側のみ）を対象に、その使用面積からブロック部分を除いた植栽スポットの面積

2 前項の規定にかかわらず、敷地の用途、形状により緑化が困難と市長が認める場合は、この限りでない。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表

4メートル以上の木	2.5メートル以上4メートル未満の木	1メートル以上2.5メートル未満の木
コバノナンヨウスギ、カイズカイブキ、イヌマキ、ナギ、リュウキュウマツ、オオハマボウ、サキシマハマボウ、アカテツ、オオバアカテツ、ハテルマギリ、カクレミノ、マンゴー、テリハボク、フクギ、リュウキュウガキ、リュウキュウコクタン、オキナワキョウチクトウ、クスノキ、タブノキ、ヤブニッケイ、アコウ、インドゴムノキ、インドボダイジュ、ガジュマル、カシワバゴムノキ、ハマイヌビワ、パンノキ、フィッカスハワイ、ベンガルボダイジュ、ベンジャミナ、サガリバナ、サンゴジュ、ハマベブドウ、イジュ、モッコク、ヤブツバキ、アカギ、オオバギ、ヒメユズリハ、カエンボク、キダチベニノウゼン、ハスノハギリ、ウバメガシ、マテバシイ、オオバユウカリ、カユプテ、シダレブラシノキ、バンジロウ、ユーカリフトモモ、ホルトノキ、オオバナソシンカ、カマバアカシア、クロヨナ、シタン、ソウシジュ、ム	コノテガシワ、キバナキョウチクトウ、キョウチクトウ、サンユウカ、ショウジョウボク、テイキンザクラ、テマリショウジョウボク、マサキ、ピタンガ、マキバブラシノキ、ベニノキ、オオベニゴウカン、ネズミモチ、セイロンマンリョウ、フヨウ、ムクゲ、インドソケイ、ヒギリ、オウゴチョウ	テンニンカ、リュウキュウハギ、ウナズキヒメフヨウ、ブッソウゲ、クチナシ、サンダンカ、ハクチョウゲ、ヒゴロモコンロンカ、ルリマツリ、タイワンモミジ、ヤドリフカノキ、コダチヤハズカズラ、ムラサキドリビー、オオバナカリッサ、キントラノオ、クサトベラ、キバノタイワンレンギョウ、タイワンレンギョウ、ランタナ、オウゴンガジュマル、ヤドリガジュマル、アオガンピ、ゴモジュ、ハネツクバネウツギ、ギンイチョウ、オキナワツゲ、カラヒメツゲ、セイヨウツゲ、ケラマツツジ、サキシマツツジ、サツキ、ヒラドツツジ、ハマヒサカキ、アカリファ、クロトン、シマヤマヒハツ、ベニヒモノキ、トベラ、ヤコウボク、ハリツルマサキ、ノボタン、マルバシャリンバイ、ハマジンチョウ、イソフジ、ゲッキツ、ヒレザンショウ、フクマンギ、アデニウム、コバノセンナ

ラサキソシンカ、イスノキ、ヒラミレモン、シマトネリコ、トウネズミモチ、モクマオウ、クロガネモチ、モチノキ、モクイチバナ、シノブノキ、ヤマモモ、リュウキユウハリギリ、エゴノキ、ハンノキ、イヌビワ、シマグワ、コバテイシ、センダン、アカメガシワ、ナンキンハゼ、クワノハエノキ、コガネノウゼン、シウンボク、ヒカンザクラ、キワタノキ、トックリキワタ、ゴールデンシャワー、サンゴシトウ、デイゴ、ビルマネム、ホウオウボク、マルバデイゴ、ヤエヤマネムノキ、フウ、オオバナサルスベリ、サルスベリ、シマサルスベリ、タイワンモクゲンジ、マルバチシャノキ、キンレイジュ、アデク、モンパノキ、モクセンナ、ゴンズイ		
---	--	--